

安全重要度評価プロセスに関するガイド

試運用版

(GI0007_r2)

原子力規制委員会
原子力規制庁
検査監督総括課

目 次

別 紙 :

- 別紙 1 指摘事項の定量的重要度の図示

添 付 :

- 添付 1 検査指摘事項の初期評価
- 添付 2 重要度評価・規制対応措置会合（SERP）の実施要領
- 添付 3 重要度評価の申立て制度
- 添付 4 リスク評価担当者に求められる役割

附属書 :

- 附属書 1 出力運転時の指摘事項に対する安全重要度評価ガイド
- 附属書 2 重大事故等対処及び大規模損壊対処に関する安全重要度評価ガイド
- 附属書 3 従業員放射線安全に関する安全重要度評価ガイド
- 附属書 4 公衆放射線安全に関する安全重要度評価ガイド
- 附属書 5 火災防護に関する安全重要度評価ガイド
- 附属書 6 停止時の指摘事項に対する安全重要度評価ガイド
- 附属書 7 バリア健全性に関する安全重要度評価ガイド
- 附属書 8 メンテナンスのリスク評価に関する安全重要度評価ガイド
- 附属書 9 定性的な判断基準に関する安全重要度評価ガイド

1. 目的

個別事項の安全重要度評価プロセスは、適用可能なリスク情報を活用し、原子力規制検査において各監視領域（小分類）に関連づけて検出された検査指摘事項の安全上の重要度を決定するものである。原子力規制検査においては、本ガイドを活用し、利用可能なリスク情報を用いて検査指摘事項の安全上の重要度について評価を行うこととする。

2. 本ガイドの適用について

- (1) 本ガイドの附属書に示される個別具体的な重要度評価は、原子力規制検査実施要領（内規）に基づく検査における指摘事項に対して適用する。検査における指摘事項とすか判断するため、まず個々の検査における気付き事項について、パフォーマンスの不足／欠陥の有無に関する判断とマイナーを超えるものであるかどうかの判断によるスクリーニングを行う必要がある（これらの定義等については、「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」に示す）。違反事項であっても事業者のパフォーマンス不足／欠陥と関連しないものは指摘事項にならないので安全重要度評価は適用されない。さらに、意図的な法令違反がある等、安全上重要な事案が生じた場合であっても事業者のパフォーマンス不足／欠陥と関連しないものには安全重要度評価は適用されないが、そのような劣化状態については安全重要度評価とは別に、対応措置及び特別検査等の対応が図られることとなる。
- (2) 基本的な安全重要度評価の仕組みの原理原則は、事業者のパフォーマンス不足／欠陥は（検査指摘事項として文書化されるもの）は当該劣化状態の直接原因であるということである。劣化した状態（例えば、安全系のポンプの動作不能）それ自体は事業者のパフォーマンス不足／劣化ではなく、むしろ、事業者のパフォーマンス不足／劣化（例えば、不適切なメンテナンス手順）は劣化状態を引き起こした直接原因ということである。安全重要度評価は、リスクに影響を及ぼすパフォーマンス不足／劣化が原因となって発生した劣化状態について、安全上の重要度を評価するものである。
- (3) 機器の故障または作業員の不適切な操作によって引き起こされる事象に関する安全上の影響度合は、初めに、事象対応型検査に関するガイドに従って、原子力規制庁スタッフにより調査される。この結果は、事象への対応またはフォローアップに当たって有用なリスク上の洞察を原子力規制庁職員に提供するかもしれないが、検査指摘事項の安全上の重要度を判断するものではない。個別事項の安全重要度評価は、事象の期間中に現れる状態を含み、低下した事業者のパフォーマンスにより発生した劣化状態に対する安全上の重要度を評価するものであることから、原子炉の事象に関連する検査指摘事項は、本ガイド及び該当する添付資料と附属書に従い処理されるものとする。

3. 重要度評価区分の考え方

原子力規制検査における指摘事項については、その安全上の重要度を示す色付けが行われる。以下に示す定義（a～d）は、各色付けに対する定性的及び定量的な説明であり、添付 1 及び安全重要度評価に関する附属書に沿って評価を行う。なお、安全上の重要度を定量的に評価する際、炉心損傷頻度（CDF）および格納容器機能喪失頻度（CFF）で用いられる記号「△」は、低下した事業者のパフォーマンスにより発生した劣化状態の結果としての CDF（又は CFF）と当該原子炉の通常の CDF（又は CFF）との差分を示す。言い換えれば、定量的な安全重要度評価手法は、低下した事業者のパフォーマンスにより引き起こされた劣化状態（検査指摘事項において明確にされる）から生じるリスクについて、ベースラインからの増加を評価している。指摘事項の定量的な重要度の説明図を別紙 1 に示す。

- a. 赤：安全確保の機能・性能への影響が大きく、施設の使用などが許容できない水準
CDF $>10^{-4}$ （ 10^{-4} オーダ以上）
CFF $>10^{-5}$ （ 10^{-5} オーダ以上）

- b. 黄：安全確保の機能・性能への影響があり、安全裕度の低下が著しい水準
CDF $\leq 10^{-4}$ （ 10^{-5} オーダ）
CFF $\leq 10^{-5}$ （ 10^{-6} オーダ）

- c. 白：安全確保の機能・性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
CDF $\leq 10^{-5}$ （ 10^{-6} オーダ）
CFF $\leq 10^{-6}$ （ 10^{-7} オーダ）

- d. 緑：安全確保の機能・性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の是正プログラムにより改善すべき水準
CDF $\leq 10^{-6}$ （ 10^{-7} オーダ以下）
CFF $\leq 10^{-7}$ （ 10^{-8} オーダ以下）

4. 指摘事項の重要度評価手順

4. 1 検査指摘事項の初期評価

原子力規制検査における指摘事項については、本ガイドの添付 1 の手順及び適用可能な附属書に沿って現地検査官が初期評価を行う。この結果、当該指摘事項が「緑」であると判断される場合には、これが最終決定となり、検査報告書にまとめられる。

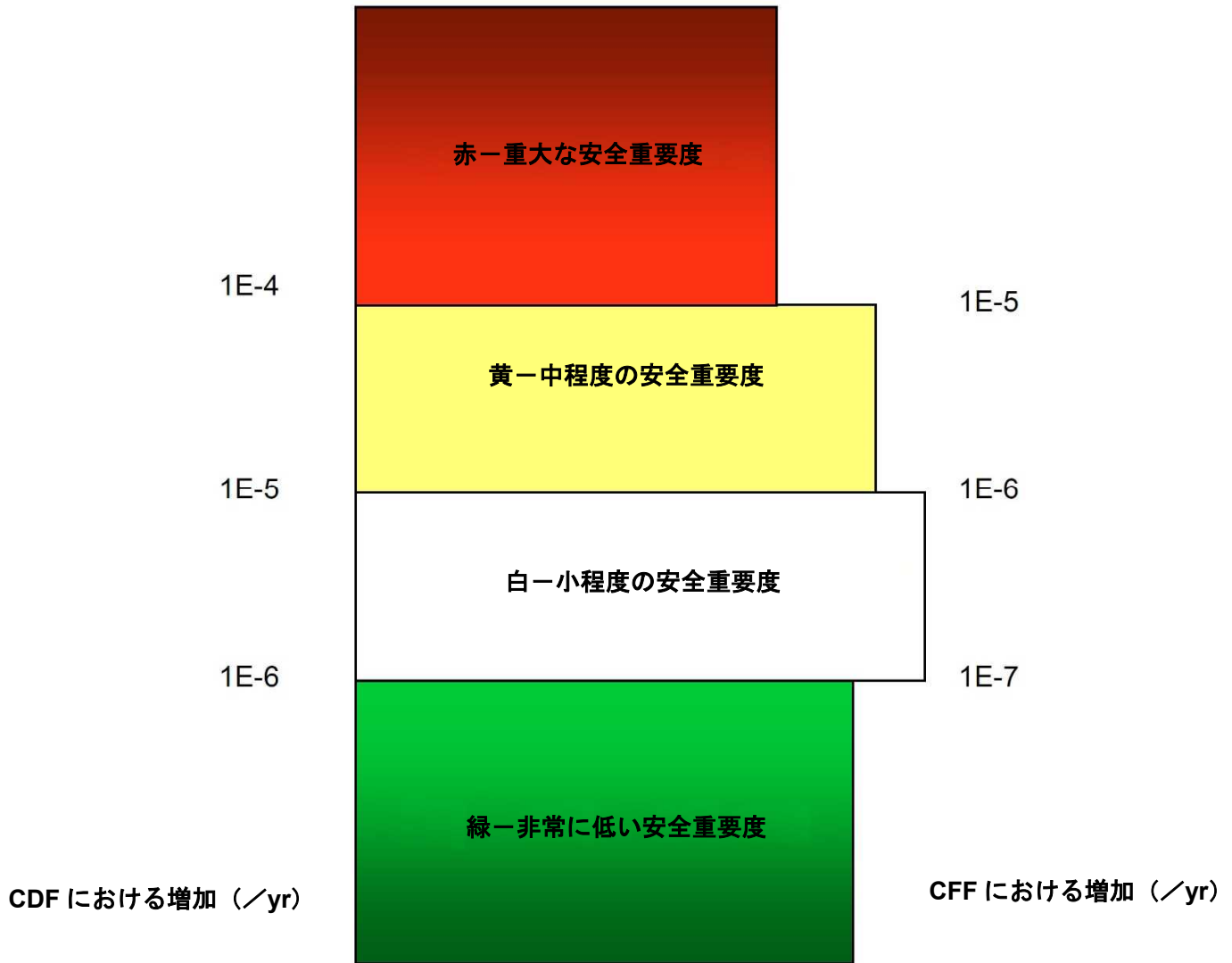
4. 2 重要度評価・規制対応措置会合（SERP）

初期評価により、指摘事項が「緑」と判断されない場合については、添付2の手順に沿って原子力規制庁の本庁職員を中心に構成される重要度評価・規制対応措置会合において重要度の評価を行う。なお、同会合においては、規制対応措置ガイドに定める深刻度や対応措置についても検討を行う。

4. 3 個別事項の安全重要度評価結果の事業者への提示

事業者が原子力規制庁による個別事項の安全重要度評価の結果については、最終決定の前に事業者に提示する。

別紙1：指摘事項の定量的重要度の図示



注記：全ての監視領域及び安全重要度評価ガイド附属書へ適用されるものではない

○ 変更履歴

No.	変更日	施行日	変更概要	備考
0	—	2018/09/03	制定	
1	2018/11/26	2018/11/26	全面的に改訂。	
2	2019/12/17	2019/12/17	添付2～4の追加等。	
3				

添付 1 検査指摘事項の初期評価

1. 個別事項の安全重要度評価の対象となる入口条件
 - 原子力規制検査において、事業者のパフォーマンスの不足／欠陥が確認された事象で、マイナーを超えるものは指摘事項となり、安全重要度評価の対象となる。
 - 一方、事業者のパフォーマンスの不足／欠陥が確認された事象で、マイナーと判断されたものは指摘事項とならずの安全重要度評価の対象ではない。

2. 安全重要度評価の対象事象（検査指摘事項）の初期評価

本添付文書に基づき検査官が検査指摘事項に対する初期の評価（事象の整理）を行う。

 - (1) 検査指摘事項についての総合的な情報シートの作成（表 1）
 - ① 当該指摘事項が確認された検査のプロセスで使用された関係文書と参考資料を記述する。
 - ② パフォーマンスの不足／欠陥があると判断された根拠、及び、マイナーを超えるものと判断された根拠を記載する。
 - ③ 劣化状態に関する事実関係、あるいはプログラムの弱点に関する事実関係を記載する。（劣化した機器に係る状態の場合は、影響を受けた構築物、系統および機器（SSC）、および／または、トレイン、それらの関連機能、そして、安全性あるいはセキュリティに対する影響を記載する。プログラムの弱点の場合は、影響を受けたプログラムを記載するとともに、その弱点が安全性あるいはセキュリティにどのような影響を与えたのかを説明する。）
 - ④ 当該指摘事項と劣化状態又はプログラムの弱点の論理的な結び付きを記述する。

 - (2) 監視領域（小分類）の特定（表 2）
 - ① 当該指摘事項に基づく劣化状態又はプログラムの弱点により影響を受けた監視領域（小分類）の各ボックスにチェックする。（該当するボックスをすべてチェック）
 - 発生防止
 - 影響緩和
 - 閉じ込めの維持
 - 重大事故等対処及び大規模損壊対処
 - 従業員に対する放射線安全
 - 公衆に対する放射線安全
 - 核物質防護（後報）

 - ② すべてのチェックしたボックスのレビューを行い、どの監視領域（小分類）が劣化状態あるいはプログラムの弱点による影響を受けたのかを確認する。

(3) 適用する安全重要度評価手法の選定 (表3)

- ① 影響を受けた監視領域(小分類)を確認した後、表3に基づき適用する安全重要度評価手法を選定する。
- ② 複数の監視領域(小分類)が影響を受け、複数の安全重要度評価手法へのルートが示されている場合、検査官は、状況に対する合理的な判断に基づき、適用する1つの安全重要度評価手法を確認すべきである。複数の監視領域(小分類)が影響を受けたが、1つの安全重要度評価手法へのルートしか示されない場合、検査官および管理者は、状況に対する合理的な判断に基づいて初期に1つの監視領域(小分類)を特定すべきである。当該指摘事項が詳細なリスク評価につながる場合、検査官、リスク評価者、および管理者は、各監視領域(小分類)が合計のリスク評価に寄与した程度に基づいて、特定された監視領域(小分類)の再評価を行なうべきである。

原子力規制検査における個別事項の安全重要度評価プロセスに関するガイド 附属書：

附属書1 出力運転時の指摘事項に対する安全重要度評価ガイド

附属書2 重大事故等対処及び大規模損壊対処に関する安全重要度評価ガイド

附属書3 従業員放射線安全に関する安全重要度評価ガイド

附属書4 公衆放射線安全に関する安全重要度評価ガイド

附属書5 火災防護に関する安全重要度評価ガイド

附属書6 停止時の指摘事項に対する安全重要度評価ガイド

附属書7 バリア健全性に関する安全重要度評価ガイド

附属書8 メンテナンスのリスク評価に関する安全重要度評価ガイド

附属書9 定性的な判断基準に関する安全重要度評価ガイド

表 1ー検査指摘事項の総合的な情報シート

関係する文書と参考資料：

明確に示された検査指摘事項：

劣化状態あるいはプログラムの脆弱性についての事実関係の説明：

検査指摘事項を劣化状態あるいはプログラムの脆弱性に結び付ける論理的な関連性：

表 2-劣化状態あるいはプログラムの脆弱性により影響を受けた監視領域

(✓) 適切なボックスをチェックすること。

発生防止	影響緩和	閉じ込めの維持
<p><input type="checkbox"/> A. LOCA の要因 (例、加圧器ヒータスリーブ、原子炉圧力容器配管、ペネトレーション、制御棒駆動機構ノズル、加圧器逃し弁及び逃し安全弁から原子炉冷却材漏えい、ならびに、インタフェース・システム LOCA に関する事項など)</p> <p><input type="checkbox"/> B. 過渡事象の要因 (例、原子炉／タービン・トリップ、外部電源喪失、海水系喪失、主蒸気／給水配管の劣化など)</p> <p><input type="checkbox"/> D. 蒸気発生器伝熱管破断</p> <p><input type="checkbox"/> E. 外部事象の起因事象 (火災及び内部溢水に限定)</p>	<p><input type="checkbox"/> A. 緩和システム</p> <p><input type="checkbox"/> 崩壊熱除去機能の劣化</p> <p><input type="checkbox"/> 短期炉心冷却機能の劣化</p> <p><input type="checkbox"/> 一次系 (例、安全注入系 (PWR)、主給水系、HPCI、RCIC (BWR)、高压系、低压系)</p> <p><input type="checkbox"/> 二次系 - PWR のみ (例、補助給水系、主給水系、ADV など)</p> <p><input type="checkbox"/> 長期炉心冷却機能の劣化 (例、ECCS サンプ再循環、圧力抑制プールなど)</p> <p><input type="checkbox"/> B. 外部事象緩和システム (地震／火災／溢水／異常気象の防護機能の劣化)。</p> <p><input type="checkbox"/> C. 反応度制御系の劣化 (原子炉保護系を含む)</p> <p><input type="checkbox"/> 制御棒の誤動作</p> <p><input type="checkbox"/> 不注意による原子炉冷却系の希釈あるいは冷水の注入</p> <p><input type="checkbox"/> 反応度管理 (例、許可されている出力限度の超過)</p>	<p><input type="checkbox"/> A. プラントの擾乱に対する緩和機能としての原子炉冷却系 (RCS) バウンダリ (例、加圧熱衝撃)</p> <p>注意：漏えいなど、このほかの全ての RCS バウンダリに関する事項は、発生防止の監視領域において考慮される。</p> <p><input type="checkbox"/> B. 原子炉格納容器バリアの劣化</p> <p><input type="checkbox"/> 実際の破損又はバイパス (例、貫通シール、ISLOCA に関係する隔離弁、ベント及びパージ・システムからの漏えい。圧力抑制プールの機能維持に必要なシステム／機器の故障など)</p> <p><input type="checkbox"/> 熱除去、水素又は圧力制御システムの劣化。</p> <p><input type="checkbox"/> C. 制御室、補助建屋／原子炉建屋、あるいは使用済燃料建屋のバリアの劣化。</p> <p><input type="checkbox"/> D. 使用済み燃料プール</p> <p><input type="checkbox"/> 未臨界状態の維持</p> <p><input type="checkbox"/> 使用済燃料プールの水量および／または水温 (例、冷却)</p> <p><input type="checkbox"/> 燃料取扱い</p>

<u>重大事故等対処及び大規模損壊 対処</u>	<u>従業員に対する放射線安全</u>	<u>公衆に対する放射線安全</u>
<input type="checkbox"/> 重大事故等及び大規模損壊対応の訓練計画の不遵守。 <input type="checkbox"/> 実際の事象に対する実行の問題 <input type="checkbox"/> 重大事故等対処設備の機能劣化	<input type="checkbox"/> ALARA に関する計画又は作業の管理。 <input type="checkbox"/> 被ばく又は過剰被ばくの問題 <input type="checkbox"/> 線量評価能力の劣化。	<input type="checkbox"/> 放射性廃液放出プログラム。 <input type="checkbox"/> 放射線環境モニタリングプログラム。 <input type="checkbox"/> 放射性物質管理プログラム <input type="checkbox"/> 放射性物質の輸送
<u>核物質防護</u>		

表 3—安全重要度評価の附属書の選定ルート

検査指摘事項、及び、それに伴う劣化状態あるいはプログラムの脆弱性が事業者の以下の監視領域の中に存在している場合は：

1. 公衆に対する放射線安全の監視領域の場合は、以下に進むのを止め、附属書 4 に進むこと。
2. 従業員に対する放射線安全の監視領域の場合は、以下に進むのを止め、附属書 3 に進むこと。
3. 発生防止、影響緩和、閉じ込め維持、あるいは重大事故等対処及び大規模損壊対処の監視領域の場合は、以下に進むこと。

A から D のセクションを読み、「はい」あるいは「いいえ」の質問に答えること。A から D のセクションのすべての質問に対する答えが「いいえ」の場合は、附属書 1 に進むこと。

A. 重大事故等対処及び大規模損壊対処：

検査結果は、プラントのあらゆる状態（運転あるいは停止）での重大事故等対処及び大規模損壊対処等に係る設備、機器、体制及び作業員の線量措置に関係しているか？

- 「はい」の場合は以下に進むのを止め、附属書 2 に進むこと。
- 「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

B. 停止、燃料補給、および強制停止：

検査結果は、プラントが停止していたときの作業、操作、事象、あるいは劣化状態に関係しているか？

注意：附属書 6 は、燃料取替え、強制的及び保守のための停止時において、事業者において RHR 運転の条件が整い、RHR 冷却が開始された時点で始まり、プラント加熱の間に RHR が確保されている時点までの期間に適用される。

- 「はい」の場合は以下に進むのを止め、附属書 6 に進むこと。
- 「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

C. メンテナンスのリスク評価：

検査結果は、プラントのあらゆる状態（運転あるいは停止）での保守活動の実施に伴うリスクに対する事業者の評価及び管理に関係しているか？

「はい」の場合は以下に進むのを止め、附属書 7 に進むこと。

「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

D. 火災防護：

1. 検査指摘事項は、消防隊不具合に関係しているか？

「はい」の場合は以下に進むのを止め、附属書 1 に進むこと。

「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

2. 検査指摘事項は、(1) 仮置可燃焼物、仮置発火源、あるいは高温作業を対象に対する火災の発生防止および管理統制について十分な実施を怠ったかどうか？ (2) 固定式の防火システム、又は、火災を封じ込める能力かどうか？あるいは、(3) 火災発生の際にプラントの安全停止状態を達成・維持する能力に影響を及ぼすかどうか？に関係しているか？

「はい」の場合は以下に進むのを止め、附属書 5 に進むこと。

「いいえ」の場合は以下に進むのを止め、附属書 1 に進むこと。

添付2：重要度評価・規制対応措置会合（SERP）の実施要領

1. 重要度評価・規制対応措置会合の開催

白、黄、赤又は緑を超える可能性があると判断される検査指摘事項の重要度について評価等を行うため別紙2-1のとおり重要度評価・規制対応措置会合（以下、「SERP」という。）を開催する。SERPは、重要度を暫定的に評価する予備会合と、事業者からの意見を踏まえ重要度を最終的に評価する本会合を行う。

2. SERPによる重要度評価の検討手順

（1）予備会合の実施について

- 予備会合は、検査指摘事項について「緑」を超える可能性があると判断した場合に開催され、安全重要度を評価するとともに、法令や規制要件等の違反の有無、深刻度及び規制対応措置についても検討を行う。
- 予備会合の結果、指摘事項の重要度を「緑」かつ深刻度IVと決定した場合には、この評価が最終のものとなる。
- 初期評価の結果、「緑」を超えると考えられる指摘事項については、本ガイドに沿って重要度評価を行う。評価結果に関しては、重要度評価等に係る事務手順ガイドの様式に沿って安全重要度評価書を取りまとめる。
- 合理的な判断を行うための十分な情報がなく、かつその情報が重要度結果に著しい影響を及ぼす場合には、重要度を「緑を超えるもの」とすることができる。

（2）予備会合における評価結果の通知

- 予備会合での重要度評価の結果、白、黄、赤、又は緑を超える場合には、暫定的な安全重要度評価結果等を原子力規制委員会に報告し、了承を得た上で事業者に対し書面で通知する。必要に応じて最終的に重要度を評価するための追加情報を要求する。
- その際、以下についても併せて事業者に対し通知する。
 - ✓ 当該重要度評価結果に対して公開の意見聴取会又は書面にて意見を述べるができること
 - ✓ 7日以内に事業者から意見を述べる機会の要望がなかった場合には、通知の日付で最終的な重要度評価となること

（3）重要度評価に対する事業者からの意見聴取

- 事業者からの意見陳述（書面の提出等を含む。）要望があった場合には、意見聴取等を行う。事業者から直接意見を述べることを要求された場合には、公開の意見聴取会を開催する。

（４）SERP 本会合について

- 意見聴取会又は事業者からの意見を踏まえ、重要度評価、深刻度又は安全重要度評価書を変更する必要があるかどうか及び規制対応措置を検討するため本会合を開催する。
- 最終的な重要度の評価結果等については、改めて原子力規制委員会に報告し、その了承を得た上で、事業者に対して書面により通知する。
- なお、7日以内に申立てがない場合には評価が確定することについても併せて通知する。

3. 規制対応措置の検討について

検査指摘事項の評価結果等に基づく規制対応措置として、法令に基づく措置命令（許可取消し又は運転の停止命令、保安措置命令、保安規定の変更命令、報告徴収命令）等を行う場合には、SERPにおいて案を取りまとめ、その内容等について原子力規制委員会で審議・決定する。

4. SERPにおける検討期間について

本プロセスにおける検討期間については、現地検査官が緑より大きい可能性があると判断し検査報告書が取りまとめられた段階からおおむね90日程度を目途に最終的な重要度評価の通知を行うべく、検討の計画を行う。

5. 最終決定に対する申立て

SERPによる重要度の最終の結果を書面により通知された後、事業者は、別途定める手順により本決定に対して申立てを行うことができる。

重要度評価・規制対応措置会合（SERP）の開催について

1. 趣 旨

令和 2 年 4 月から施行される改正原子炉等規制法では、新たな原子力規制検査が導入され、原子力規制庁は施設安全性に係る検査指摘事項の重要度に応じて、事業者等に対する追加検査等の要否等を判断することとなる。

このため、緑を超える又は追加対応のある可能性がある検査指摘事項の重要度及び深刻度を評価すると共に、規制対応措置に関する検討を行うため、重要度評価ガイドに基づき重要度評価・規制対応措置会合（SERP）を開催する。

2. 検討事項

重要度評価ガイドに基づき、以下事項について検討を行う。

- (1) 緑を超える又は追加対応のある検査指摘事項の重要度評価及び深刻度について
- (2) 重要度評価結果に基づく規制対応措置の案について
- (3) 対応区分の変更について（判断が困難な事例に限る。）
- (4) その他

3. 構成員

以下のとおりとする。なお、会合の主査は、必要に応じて構成員を追加することができる。

- 施設検査担当管理官（主査）
- 検査監督総括課長
- 検査監督総括課検査評価室長

添付3：重要度評価の申立て制度

1. 目的

本文書は、「白」、「黄」、または「赤」とされた検査指摘事項の重要度評価結果に対する事業者からの申立て制度について示すものである。なお、本申立て制度は、原子炉等規制法に基づく原子力規制検査における重要度評価に関するものであり、行政不服審査法に基づく異議申立てとは異なるものである。

2. 申立ての前提

原子力規制庁は、検査指摘事項の最終的な安全重要度評価の結果に関して、以下の項目を完了しているものとする。

- ① 検査官は、検査気付き事項について、その時点で利用できる限りの情報を用いて事業者のパフォーマンス欠陥を明確にし、指摘事項が緑を超える可能性があると判断している。検査官及び評価担当者は、適切な重要度評価ガイドの附属書を用いて指摘事項に対する暫定的な重要度（「白」、「黄」、「赤」、または緑を超える）を評価している。
- ② 暫定的に評価された指摘事項について、重要度評価・規制対応措置会合（SERP）においてが行われている。その後、原子力規制庁は、事業者に暫定的な結果を通知し、それには事業者が意見聴取会等の場において意見を述べることができる機会があることを提示している。
- ③ 事業者が、意見聴取会の開催又は書面での提出により追加的な情報を提供することを選んだ場合は、原子力規制庁は意見を聴取し、追加的な情報を踏まえ評価を変更する必要があるかどうか検討を行う。
- ④ 原子力規制庁は、最終的な重要度評価の結果を説明し、事業者が提供した追加的な情報や意見に幅広く対応した最終的な評価結果を通知する。
- ⑤ なお、原子力規制庁が事業者に対し指摘事項の暫定的な重要度評価を通知した後、事業者が意見聴取会の開催等、意見を述べることを求めなかった場合には、申立てを行うことができない。

3. 申立ての要件

上記の前提が満足されている場合、以下の項目のいずれかに当てはまる内容について申立てを受理することができる。

- ① 原子力規制庁による重要度評価の手順が、安全重要度評価ガイドと一致しない、またはプロセスの正当性に欠けている場合。

- ② 施設の設備・機器の構成や事業者の作業手順などに関する原子力規制庁の認識に対し、意見聴取会において事業者より意見が述べられた、または、書面により意見が提示されたが、最終の重要度評価決定の際に考慮されていなかった場合。
- ③ 事業者が意見聴取会の時点で整理が間に合わなかった新しい情報がある場合。ただし新しい情報については、以下の場合に該当する場合に考慮される。
- ・意見聴取会又は書面により事業者から追加的な新たな情報を整理していることが表明されている
 - ・新しい情報が重要度評価結果に重大な影響を及ぼすのが明らかである
 - ・かつ整理が間に合わなかった理由について合理性がある
- なお、整理に認められる期間については最終的な重要度評価を通知するまでの検討期間の目安である 90 日程度を超えないことを原則とする。

4. 申立てに対する判定会合

事業者からの申立てが 3. の要件に合致するか判定するとともに、申立て内容の妥当性について検討を行うため別紙 3-1 のとおり「申立てに対する判定会合」を開催する。判定会合においては、以下のいずれかの判断を行い、申立てに対する決定書について検討を行う。

- ① 事業者の申立てを棄却
- ② SERP 報告書の記載に不十分な点があるため当該重要度評価結果についてより詳細な説明が必要
- ③ 重要度評価の過程に問題があり、当該重要度評価のやり直しが必要

5. 申立て手順

(1) 申立てプロセス

- 事業者から申立てがあった場合には、判定会合の構成員は事業者から公開の場で異議の内容を聴取し、これを踏まえて判定会合で申立て内容の妥当性等について検討を行い、決定書案について検討を行う。
- 申立てに対する判定会合の結果、3. ②と判断された場合には、SERP 報告書の記載の修正について検討を行う。
- 申立てに対する判定会合の結果、3. ③と判断された場合には SERP 会合を開催して、重要度評価をやり直す。その結果の妥当性等については、改めて判定会合を開催し検討を行う。

(2) 原子力規制委員会での審議及び事業者への通知

- 申立てに対する決定書案及び SERP 評価書（変更がある場合に限る。）については、原子力規制委員会での審議及び決定を得た上で、事業者に対し通知する。

申立てに対する判定会合の開催について

1. 設置の趣旨

原子力規制庁が最終評価した検査指摘事項の重要度について、事業者等は原子力規制委員会に対し申立てを行うことができる。

このため、重要度評価結果に対する事業者等からの申立て内容に関する妥当性等について検討を行うため、重要度評価ガイドに基づき申立てに対する判定会合を開催する。

2. 検討事項

重要度評価ガイドに基づき、以下事項について検討をおこなう。

- (1) 重要度評価結果に対する事業者等からの申立て内容が要件に合致するかについて
- (2) 重要度評価結果に対する事業者等からの申立て内容の妥当性について
- (3) その他

3. 会合の構成員

以下のとおりとする。会合の主査は、申立ての内容等に応じて構成員又は説明者を追加する。

○構成員

- ・ 検査担当指定職（主査）
- ・ 検査監督総括課長
- ・ 施設検査担当管理官
- ・ 検査評価室長
- ・ 法令担当職員

添付4：リスク評価担当者の求められる役割

原子力規制庁のリスク評価担当者は、リスク情報を活用した重要度評価を担当し、リスクに関する他の職員を支援する技術担当者であることが期待される。さらに、リスク評価担当者は PRA 研究職員等と緊密に連携して、リスク情報に基づいた規制活動の効果的な運用を行う。具体的に求められる役割は、以下のとおり。

1. リスク情報に基づいた規制活動

- 原子力規制庁のリスク情報に基づいた規制活動全般を支援し、原子力規制庁の使命の達成に貢献する。
- これらの貢献は、原子力規制検査全体に関連するリスク情報に基づいた活動を行うことにより達成する。

2. リスク情報を活用した重要度評価の実施

- 定量的および定性的な評価手法と適用可能ガイドラインを使用して、原子力規制検査における検査指摘事項の安全性の重要度を評価する
- SERP での重要度の評価のために、検査官と協力して検査結果、リスク分析の詳細、および関連情報の概要を含む SERP 評価書を取りまとめる
- リスク情報に基づいた効果的な意思決定を支援するために、安全性の重要度評価に基づいて、提案または推奨事項を SERP に提供する

3. 検査官を含む原子力規制庁職員への支援の提供

- リスク情報を使用した検査計画および関連するガイドラインの適用に対する重要度評価手順について、原子力規制庁職員を支援する。
- 現地検査官と連絡を取り、リスク情報を活用した検査の適用に関して共通理解を得る。

4. 重要度評価プログラムの継続的改善

- 重要度評価プログラムの改善のために関連の会議に参加する。
- 重要度評価関連のガイドラインの改善、関連する添付ファイルと付録、その他の ROP 関連の検査ガイドと検査手順の改善に係る検討に参画する。
- 関係部署と連携し、リスク評価で使用する PRA モデルの品質を確保する。